



IPv6ポリシーレビュー

ポリシーWG

JPOPM 8



レビューの結果(1)

- JPNIC固有の運用形態(指定事業者との関係など)におけるポリシー文言のローカライズについては特に問題なかった
 - ただし、APNIC (RIR)ポリシーにある「付録B(まだ未熟なIPv6ポリシーの成り立ちの背景、経緯を将来の改新ために記したものを)」をJPNICポリシーでは単純に削除されていた
 - 付録Bは今後ポリシーをより良いものにしていくためにも、必要な文章なため、何かしらAPNICポリシーに存在することを示す文言がJPNICポリシーにあるべきと思う



レビューの結果(2)

- IPv6では再割り振りが許されているが、再割り振りしたブロック(例:/40)は割り振り時に即割り当て済みにできない。そのため、ポリシーにしたがって/48単位で割り当て登録を割り当て時に行う必要があるが、その登録作業をJPNICでは再割り振り先のISPではなく契約関係のある指定事業者のみに許している(一方、APNICは再割り振り先にも許している)
 - JPNIC DB内容の信頼性の維持と、指定事業者による割り振り先での割り当て状況の把握は指定事業者の追加割り振りにも関係するため必須なことなので、理解のできる変更と思われる
 - 一方、再割り振り先での割り当てについて、割り当て登録作業を指定事業者に強いるものだが、良いか？



レビューの結果(3)

- ローカライズポイント(2)「WHOIS情報の公開・非公開の選択」について、APNICの情報公開基準からJPNICのWHOIS情報公開基準に変更している
 - 以前、JPOPMでも議論があったが、ISPがエンドユーザ情報を肩代わりすることは可能だが、非公開とすることに日本地域ではコンセンサスがこれまでも得られていない
 - このままで良いか？

以上